

賃借人 (以下、 甲という)	住所	〒 -		印
	会社名 代表者名	担当者 (氏名) 連絡先 )		
賃貸人 (以下、 乙という)	住所	〒 104-0061 東京都中央区銀座 1-2-3		印
	会社名 代表者名	銀座駐車場株式会社 代表取締役社長 鈴木孝弘		

1	場 所	東京都中央区銀座 1-2-3 銀座 駐 車 場		
2	車 両	【車 名】	【登録番号】	【禁止事項】 登録車両以外、無断駐車禁止
3	駐 車 料 金	[明細]	円 (消費税込み)	【支払い方法】 契約時一括払い
4	期 間	自 2021年 月 日 至 2021年 月 日 カ月 日間		
5	契約区分及び 駐 車 時 間	[ ] 全日契約 [ ] 夜間契約 ( 時 ~ 翌日 時) [ ] 早朝契約 ( 時 ~ 時)		
6	損 害 賠 償	・駐車場施設に対し損害を与えたとき 利用規約第 9条により、甲が負担する。 ・車両相互間当事者負担 利用規約第 9条により、乙の損害賠償義務なし。		
7	権利譲渡禁止	・利用規約第 1条により、賃借権譲渡及び賃借権無断転貸禁止	特 約	利用規約第 3条により、違反があった場合は、無催告契約解除
8	遵 守 事 項	乙の定める利用規約、駐車場管理規程によるほか、乙の指示による。		
9	個人情報保護に関する基本方針	1. 甲の個人情報は、お客様本人との連絡以外には使用致しません。 2. 甲の個人情報は、正当な理由のない限り他社、第三者に提供いたしません。 3. 甲本人の個人情報の確認、訂正などを希望される場合は、下記乙の窓口までお問い合わせください。 この際、本人の確認できるもの(運転免許証など)をご用意ください。 銀座駐車場 総務部 (TEL03-3567-9351) 4. 甲の個人情報の取り扱いに関し、関係する日本の法令、その他の規範を遵守します。 5. 甲の個人情報は、適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失などの危険防止に努めます。		

## 自動車短期定期駐車利用規約

自動車短期定期駐車利用規約（以下本規約という）は、短期定期駐車契約（以下本契約という）に基づき、駐車場を利用するにあたり必要な事項を定めたものであり、賃借人は、本契約締結にあたり、本規約について同意するものとする。

### 第 1 条 [適用]

本規約は、定期駐車契約のうち、駐車料金を一括して支払う契約について、適用する。本契約により生ずる甲の権利は、これを他に譲渡及び転貸することはできない。

### 第 2 条 [契約期間]

本契約期間は、原則として一ヶ月間までとする。ただし、契約時に駐車料金を一括して支払う場合において、賃借人及び賃貸人の双方が合意した場合には、その合意した期間とする。

### 第 3 条 [契約の解除]

1 甲が次の場合の一つに該当する事由があったときは、乙は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- (1) 乙の承諾なく駐車契約権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- (2) 甲と乙との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- (3) その他本契約に違反したとき

2 乙は、前項による契約の解除の他、甲の申し出による解除の場合においても、既納された解除日以降の駐車料金は返還しない。

### 第 4 条 [契約区分及び一ヶ月あたりの駐車料金（消費税別）]

契約区分	利用時間	駐車料金	延長料金	利用時間以外の利用料金
全日契約	24時間	88,000円		
夜間契約	18時から翌朝10時の間で任意の12時間	25,000円	18時～翌朝10時 延長1時間につき1,000円	駐車時間以外での利用があった場合は、利用の都度、利用時間に応ずる時間貸し駐車料金を別途支払うものとする
			14時～18時 延長1時間につき4,000円	
早朝契約	2時から10時の間で任意の6時間	12,000円	2時～10時 延長1時間につき1,000円	
			10時～12時 延長1時間につき4,000円	

### 第 5 条 [契約車輛の変更]

甲は契約車両を変更する場合は、乙所定の様式により事前に届出て、乙の承諾を得なければならない。

### 第 6 条 [保証金]

本契約締結時に駐車料金を一括して支払った場合は、駐車場使用保証金の預託は、免除する。一括支払いがない場合は、甲は乙に対し、本契約締結時に保証金1ヵ月分（消費税分を除く）を預託するものとする。乙は、保証金には、利息を付さない。

### 第 7 条 [反社会的勢力の排除]

1 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合

3 甲又は乙が前項の規定により本契約を解除したときは、相手方に対して、第5条の解約時の駐車料金を違約金として、請求することができる。

### 第 8 条 [遵守事項]

契約車両の駐車位置については、甲はその都度乙の指示に従うものとする。また、甲は駐車場の利用に際し、乙の定める管理規程及び指しを遵守しなければならない。

### 第 9 条 [損害賠償]

甲又はその代理人、使用者、運転者その他の者が故意又は過失により、乙の設備、造作、並びに乙の駐車場内の他の自動車又はその附属品に損害を与えたときは、甲はその損害賠償の責を負うものとする。

### 第 10 条 [免責事項]

1 乙は甲の自動車の駐車中の保管に関して、乙が管理者として善良な注意を怠ったことが明白な場合に限り、滅失、又は毀損に対し責任を負うものとする。但し、車内に置かれた物品等の盗難については、乙は一切その責を負わない。

2 乙は駐車場内において、平穩且つ公然と甲の自動車を運転する者を、正当な甲の自動車の利用者として推定するも差支えなく、もしこれによって損害が発生しても、乙はその責を負わない。

### 第 11 条 [協議事項]

本契約に疑義が生じた場合、本契約に定められていない事項が生じた場合又は本契約に変更が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。